

## 令和5年度墨田区議会定例会11月議会提出予定案件

### 〈予算〉

- 1 令和5年度墨田区一般会計補正予算

### 〈条例〉

- 1 墨田区基本構想の策定等に関する条例
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

### 〈契約〉

- 1 大横川親水公園未整備区域及びさざんか児童遊園整備工事請負契約
- 2 新辻橋撤去道路築造工事（その2）請負契約

### 〈その他〉

- 1 特別区道路線の認定について
- 2 地域集会所の指定管理者の指定について
- 3 すみだ生涯学習センターの指定管理者の指定について
- 4 両国屋内プールの指定管理者の指定について
- 5 墨田区総合運動場の指定管理者の指定について
- 6 スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について
- 7 すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について
- 8 すみだ産業会館の指定管理者の指定について
- 9 墨田区水神保育園の指定管理者の指定について
- 10 八広児童館の指定管理者の指定について
- 11 中川児童館の指定管理者の指定について
- 12 両国子育てひろばの指定管理者の指定について
- 13 建物の無償譲渡について
- 14 定期借地権の設定について

## 令和5年度墨田区議会定例会11月議会提出予定案件概要

### 〈条例〉

#### 1 墨田区基本構想の策定等に関する条例

##### (1) 制定理由

将来における区のあるべき姿及び進むべき方向について、基本的な指針となる墨田区基本構想の策定等に関し、必要な事項を定める。

##### (2) 内容及び施行期日

別紙のとおり

#### 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定（4.5.25 公布、6.4.1 一部施行）により、売春防止法に基づく女性の保護更生を当該法律に基づく女性への支援に移行することに伴い、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

令和6年4月1日

#### 3 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

国民健康保険法の一部改正（5.5.19 公布、6.1.1 一部施行）及び国民健康保険法施行令の一部改正（5.7.20 公布、6.1.1 施行）により、出産をする被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料を減額する制度が創設されることに伴い、所要の改正をする。

##### (2) 施行期日

令和6年1月1日

#### 4 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

あずま百樹園の再整備に伴い、文花テニス・コートを廃止するほか、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

令和6年2月1日。ただし、規定整備に係る改正については公布の日

### 〈契約〉

#### 1 大横川親水公園未整備区域及びさざんか児童遊園整備工事請負契約

(1) 位 置 墨田区緑四丁目地先

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約金額 1億6,137万円

(予定価格1億6,319万7,100円)

- (4) 契約の相手方 株式会社柳島寿々喜園
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年3月10日まで
- (6) 支出科目等 令和5年度 墨田区一般会計 土木費 公園費 公園等新設改良費 工事請負費  
令和6年度 債務負担行為

## 2 新辻橋撤去道路築造工事(その2)請負契約

- (1) 位 置 墨田区江東橋五丁目11番先から江東橋一丁目2番先まで
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 1億7,820万円  
(予定価格1億7,999万4,100円)
- (4) 契約の相手方 坂田建設株式会社
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年2月24日まで
- (6) 支出科目等 令和5年度 墨田区一般会計 土木費 道路橋梁費 道路新設改良費 工事請負費  
令和6年度 債務負担行為

## 〈その他〉

### 1 特別区道路線の認定について

- (1) 位 置 墨田区文花一丁目33番～墨田区文花一丁目19番
- (2) 延長等 延長 30.63m  
幅員 6.00m  
面積 182.20㎡

※ あずま百樹園の再整備に伴い拡幅整備する通路を適切に管理するため、特別区道として認定する。

### 2 地域集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区地域集会所設置条例及び墨田区立公園条例で設置している地域集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 立川集会所外18施設
- (2) 指定管理者 一般財団法人墨田まちづくり公社
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 すみだ生涯学習センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだ生涯学習センター

- (2) 指定管理者 J Nすみだ共同事業体
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 4 両国屋内プールの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、両国屋内プールの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 両国屋内プール
- (2) 指定管理者 すみだスポーツ振興まちづくりパートナーズ
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 5 墨田区総合運動場の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区総合運動場の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区総合運動場
- (2) 指定管理者 すみだF Tパートナーズ
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 6 スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、スポーツプラザ梅若の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 スポーツプラザ梅若
- (2) 指定管理者 すみだスポーツ振興まちづくりパートナーズ
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 7 すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだスポーツ健康センターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだスポーツ健康センター
- (2) 指定管理者 住友不動産エスフォルタ・住友不動産建物サービス・アズビル  
共同企業体
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 8 すみだ産業会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ産業会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだ産業会館
- (2) 指定管理者 株式会社丸井
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

9 墨田区水神保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区水神保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区水神保育園
- (2) 指定管理者 社会福祉法人宝樹会
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

10 八広児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 八広児童館
- (2) 指定管理者 小学館集英社プロダクション・理究キッズ共同事業体
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

11 中川児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、中川児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 中川児童館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人厚生館
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

12 両国子育てひろばの指定管理者の指定について

両国子育てひろばの現指定管理者であるライフサポート株式会社が、令和6年4月1日付けでミアヘルサ株式会社に吸収合併されることに伴い、地方自治法第244条の2第3項の規定により、当該子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 両国子育てひろば
- (2) 指定管理者 ミアヘルサ株式会社
- (3) 指定期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

13 建物の無償譲渡について

墨田区あおやぎ保育園に公私連携制度を導入することに伴い、公募により選定した公私連携保育法人に対し、児童福祉法第56条の8第4項の規定により、当該保育園の建物を無償譲渡する。

- (1) 譲渡建物  
所在 墨田区東向島四丁目37番17号  
構造 鉄骨造 地上2階  
面積 998.51㎡
- (2) 譲渡条件 譲渡建物は、公私連携型保育所又は認可保育所として使用する

るものとする。

(3) 譲渡の相手方 社会福祉法人厚生館

#### 14 定期借地権の設定について

墨田区の医療福祉の向上並びに地域の包括的な支援及びサービス提供体制の構築を目的に、病院事業及び特別養護老人ホーム事業並びにそれらに付帯する事業の用に供する建物の整備及び運営を行う法人に旧立花中学校の土地を貸し付ける。

(1) 貸付土地

所在 墨田区立花四丁目161番16 (地番)

地目 宅地

地積 8,947.37㎡

(2) 貸付方法 一般定期借地権設定契約

(3) 貸付期間 令和6年1月1日から令和55年12月31日まで(50年間)

(4) 契約の相手方 社会福祉法人賛育会



## 墨田区基本構想の策定等に関する条例概要

### 1 制定理由

将来における区のあるべき姿及び進むべき方向について、基本的な指針となる墨田区基本構想（以下「基本構想」という。）の策定等に関し、必要な事項を定める。

### 2 主な制定内容

#### (1) 基本構想の策定等

ア 区は、持続可能なまちづくりの実現に向け、基本構想を策定するものとする。

イ 基本構想の期間については、基本構想において定めるものとする。

ウ 区は、基本構想の期間内であっても、必要があると認めるときは、基本構想の内容を変更することができる。

エ 区は、基本構想を策定し、又は変更するときは、区民等の意見を積極的に反映するよう努めるものとする。

#### (2) 墨田区基本構想審議会の設置

ア 基本構想の策定又は変更について調査審議するため、区長の附属機関として、墨田区基本構想審議会を設置する。

イ 区長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ審議会に諮問するものとする。

#### (3) 議会の議決

基本構想の策定又は変更は、議会の議決すべきものとする。

#### (4) 区政への反映

区は、基本構想の実現に向けた具体的な施策等を示す墨田区基本計画を策定し、計画的な行政運営を行うものとする。

### 3 施行期日


公布の日

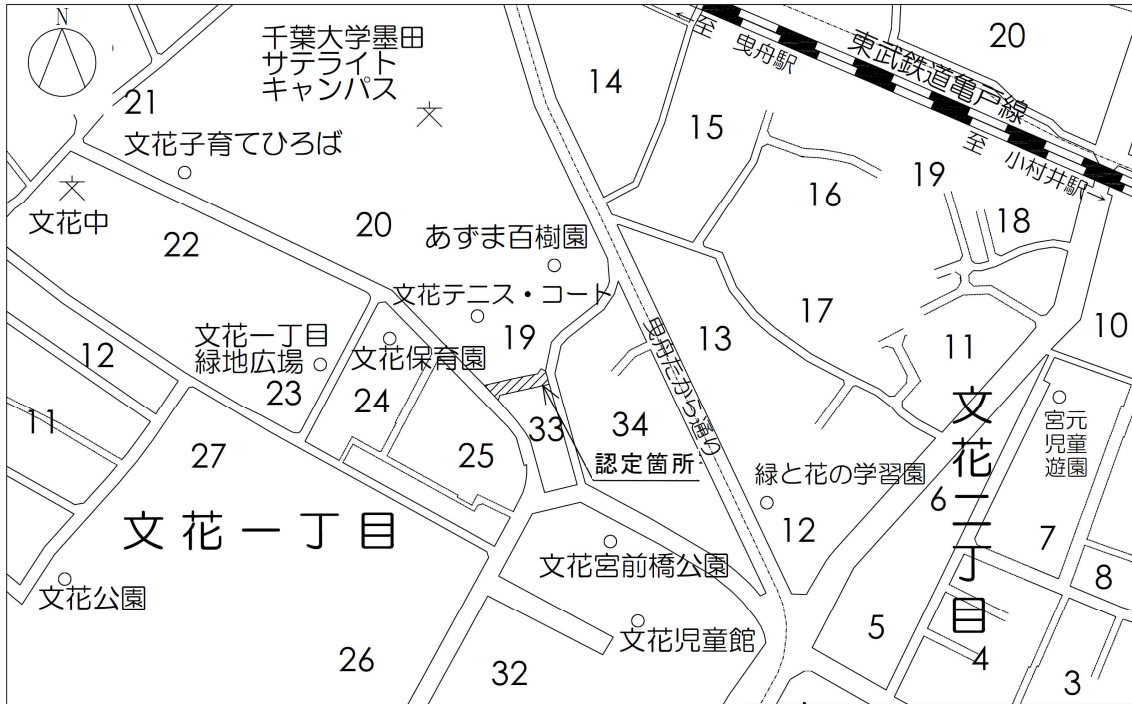


特別区道路線の認定について（参考）

（図面）

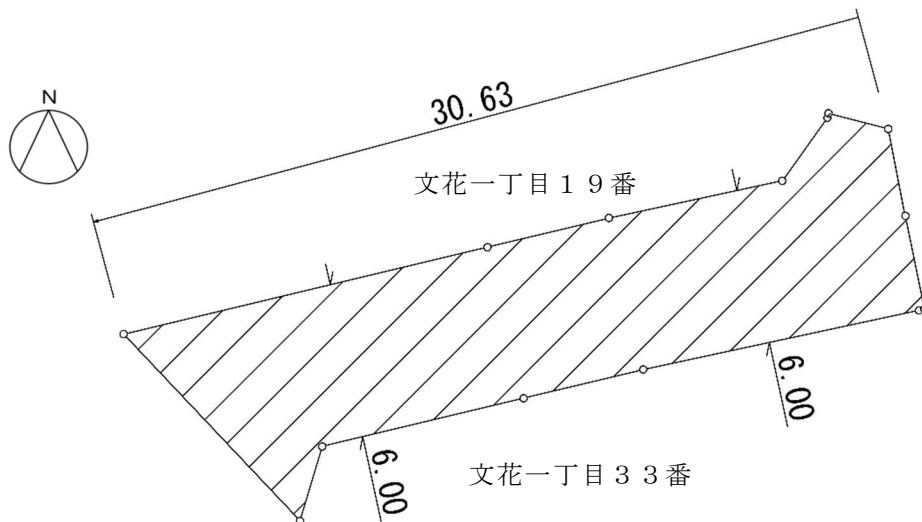
所 在 墨田区文花一丁目地内

特別区道認定区域 



案 内 図

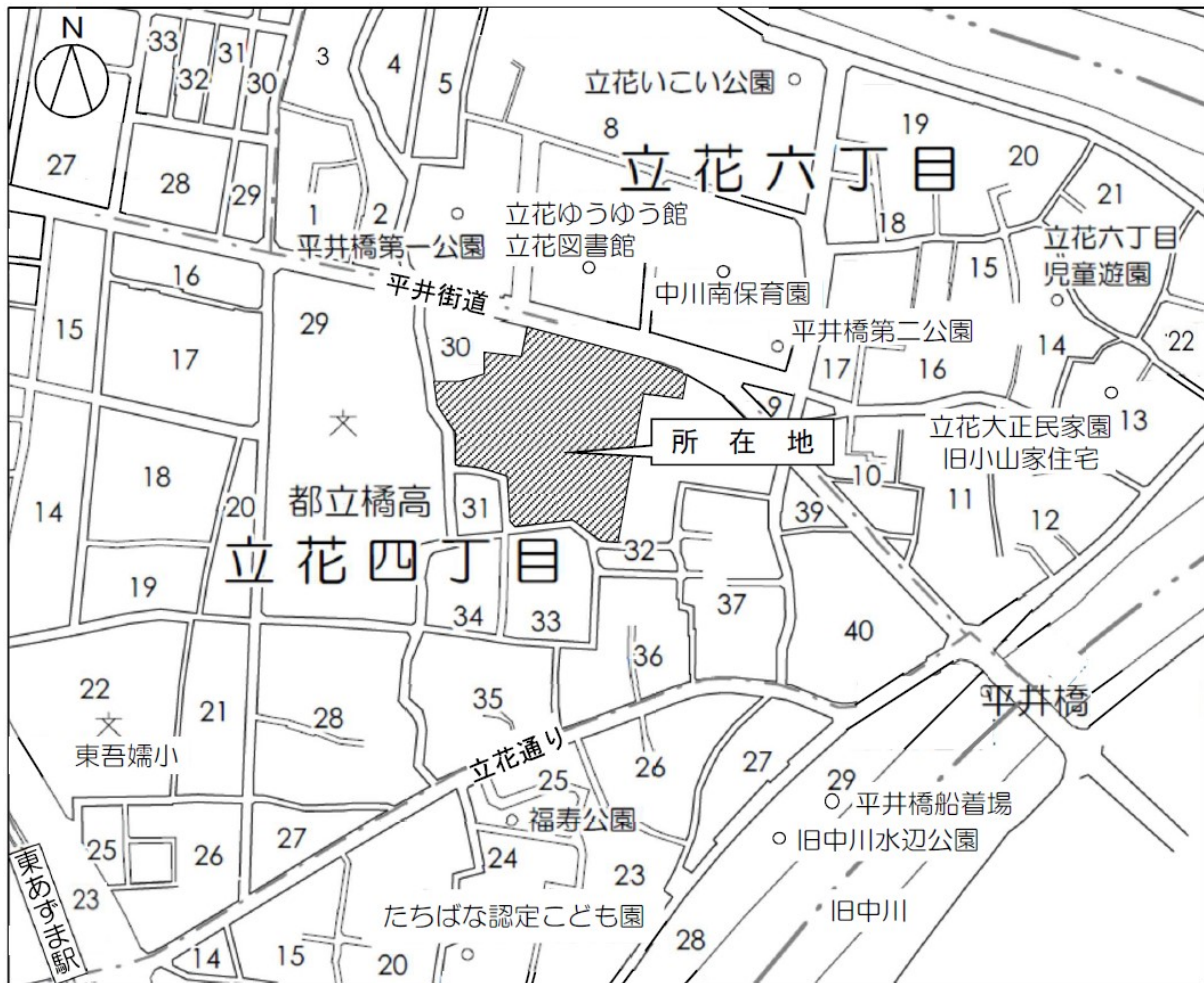
（参考）



延 長 30.63メートル  
 幅 員 6.00メートル  
 面 積 182.20平方メートル

定期借地権の設定について (参考)

所 在	墨田区立花四丁目161番16 (地番)
地 目	宅地
地 積	8,947.37平方メートル
賃 貸 借 料	年間賃貸借料 1,105万5,032円 (前払賃貸借料 16億7,000万円) ※ 年間賃貸借料については、国税庁が公表する財産評価基準書の路線価の変動率をもとに、3年に1度改定する場合がある。



案 内 図